**○○○○株式会社　消防計画（例）**

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この消防計画は、消防法第８条第１項に基づき、　○○○○株式会社　における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害による被害の防止を図ることを目的とする。

　　また、水防法第１５条の３第１項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２条　この計画は当建物に勤務し若しくは居住し、又は出入りするすべての者に適用するものとする。

（管理権原者の権限と業務）

第３条　管理権原者は、防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

1. 管理権原者は、管理監督的立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
2. 管理権原者は、防火管理者に必要な指示を与えなければならない。
3. 防火上の不備や消防用設備等の不備が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

（防火管理者の権限と業務）

第４条　防火管理者は、この計画に基づく一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

(1)　消防計画の作成、検討及び変更

(2)　通報、避難、消火等の訓練の実施

(3)　建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検の実施及び監督

1. 消防用設備等の点検整備の実施及び立ち会い
2. 火気の使用の制限・禁止又は取扱いに関する指導及び監督
3. 収容人員の把握と安全管理
4. 従業員に対する防災教育の実施

(8)　管理権原者に対する助言及び報告

(9)　その他防火管理上必要な事項

（消防機関への報告等）

第５条　防火管理者は、防火管理業務の適正をはかるため、常に消防署と連絡を密にし、次の業務を行うものとする。

(1)　防火管理者選任（解任）届出

(2)　消防計画作成（変更）届出

(3)　消防用設備等の点検結果の報告（　○年に１回　）

(4)　消防訓練実施届の提出

(5)　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

第２章　予防管理対策

（予防管理組織）

第６条　日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を予防管理組織編成表《別添１》のとおり定める。

（消防用設備等の点検報告）

第７条　防火管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、消防用設備等点検基準表《別添２》により法定点検を実施し、その結果を維持台帳に記録、保存するとともに　　年に１回○○消防署長に報告しなければならない。

（自主検査）

第８条　防火管理者及び火元責任者は、建築物、火気使用設備器具、電気設備、消防用設備等の維持管理を図るため、自主検査票《別添３》に基づき、自主検査を１年に○回（　　月　　月

　　月　　月）実施し、その結果を記録、保存する。

（不備欠陥等の整備）

第９条　防火管理者は、点検、検査の結果、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図らなければならない。

　（防火対象物の定期点検）※該当する場合のみ

第10条　防火対象物の点検義務がある場合は、点検の資格を有する者により点検を実施し、その結果を維持台帳に記録、保存するとともに１年に１回○○消防署長に報告しなければならない。

　（火災予防、避難管理上の遵守事項）

第11条　火災予防及び避難施設等の維持管理のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

1. 火気使用設備器具は、使用前、使用後には必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓しておくこと。
2. 喫煙は、指定された場所で行うとともに、後始末を完全にすること。
3. 廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かないこと。
4. 非常口等は、有事に容易に開放できるよう維持管理しておくこと。
5. 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
6. 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
7. 当建物で工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者の指示を受けること。

第３章　自衛消防活動

　（組織と任務）

第12条　火災、地震、水害・土砂災害、その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるために自衛消防組織を自衛消防組織編成表《別添４》のとおり定める。

２　水害・土砂災害時は、「自衛消防組織」を「自衛水防組織」、「自衛消防組織編成表《別添４》」を「自衛水防組織編成表《別添４》」と読み替える。《別添４》中の「自衛消防隊」は「自衛水防隊」、「消火班」は「水防班」と読み替える。

　（夜間、休日における活動体制）

第13条　就業時間外に火災、地震、水害・土砂災害、その他の災害が発生した場合は、現場にいる最高責任者の指示に従い、それぞれの任務につくものとする。

２　夜間、休日等、無人時の災害発生に備え、防火管理業務を部外者に委託する場合は、その委託の方法、範囲等を防火管理業務の一部委託状況表《別添５》に定めるものとする。

３　従業員は連絡網等により、すみやかに参集するものとする。

　（自衛消防活動）

第14条　火災等の災害が発生した場合は、自衛消防組織編成表に定める任務分担及び消防用設備等の配置図及び避難経路図《別添６》に基づき、行動するものとする。

２　水害・土砂災害時は、自衛水防組織編成表に定める任務分担及び消防用設備等の配置図及び避難経路図《別添６－２》、水害・土砂災害時の体制表《別添８》に基づき、行動するものとする。

第４章　地震対策

（震災予防措置）

第15条　地震災害の予防措置は、第２章に定めるほか、次の事項を行うものとする。

(1)　建物及び建物に付随する施設（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置

(2)　火気使用設備器具の使用停止および転倒防止

(3)　危険物類の漏洩、転倒等の防止措置

(4)　商品等の転倒、落下措置

(5)　初期消火用水の確保

(6)　非常持出品の準備

（地震時の活動）

第16条　地震時の活動は、第３章に定めるほか、次の事項について行うものとする。

(1)　出火防止の措置

火元責任者は、担当区域の火気使用設備器具の使用停止を行うとともに、その確認を行う。

(2)　情報の収集

通報連絡班は、周辺の被災状況を把握するとともに、情報を積極的に収集し、その対応措置を講ずる。

(3)　消火活動

　　ア　消火班は、災害発生場所の状況を把握し、施設等の消火活動に当る。

　　イ　火災の発生もなくその他の被害も少ない場合で、周辺に火災が発生している場合は、自衛消防隊長の命令により消火活動に協力する。

(4)　避難誘導

ア　避難誘導班は、客及び従業員等を第１次避難場所　　　　　　　　　　へ誘導する。

　　イ　さらに、防災機関からの指示又は自衛消防隊長の判断により、指定避難場所

　　　　　　　に誘導する。

　　ウ　避難路及び指定避難場所は、消防用設備等の配置図及び避難経路図《別添６》指定避難場所への経路図《別添７》によるものとする。

第５章　水害・土砂災害の対策

　（水害・土砂災害時の活動）

第17条　水害・土砂災害時の活動は、第３章及び第４章16条に定めるものとする。

２　水害・土砂災害時の第1次避難場所は　　　　　　　　　とし、指定避難場所は

　　　と定める。

３　避難路及び指定避難場所は、消防用設備等の配置図及び避難経路図《別添６－２》、指定避難場所への経路図《別添７－２》によるものとする。

(水害・土砂災害時の準備品)

第18条　第15条　(6)に定める非常持出品に加え、《別添９》に定める品目を準備する。

第~~５~~６章　教育・訓練

（防災教育）

第~~17~~19条　防火管理者は、従業員に対する防災教育を定期に（○月、○月）次の基本事項に基づき行うものとする。

(1)　消防計画の周知徹底及び従業員の任務について

(2)　火災予防上の遵守事項について

(3)　発災時の周知要領及び避難誘導要領について

(4)　消防用設備等の機能及び取扱要領について

（消防訓練）

第~~18~~20条　防火管理者は、火災、地震、水害・土砂災害、その他の災害に際し、被害を最小限にとどめるため通報、消火、避難誘導等の訓練を年○回以上実施するものとする。

２　防火管理者は、訓練実施日の３日前までに『 消防訓練実施計画届 』を○○消防署長（該当の場合）に届出する。

３　　防火管理者は、水害・土砂災害を想定した訓練を実施した場合、施設が所在する市町に訓練結果を報告する。

　改正経過

　平成○○年○○月○○日施行

　平成○○年○○月○○日改正

　令和○○年○○月○○日改正

別添１

予防管理組織編成表

　　　階　　　　　火元責任者

氏名

　　　階　　　　　火元責任者

氏名

　　　階　　　　　火元責任者

氏名

　　　階　　　　　火元責任者

氏名

　　　階　　　　　火元責任者

氏名

|  |
| --- |
| 火元責任者の業務 |
| ・喫煙の安全管理  ・火気使用設備、器具の  安全管理  ・電気設備、器具の安全  管理  ・消火器具等の管理  ・地震時の出火防止に関  すること  ・その他火災予防上必要  な事項 |

|  |
| --- |
| 防火管理者 |
|  |

|  |
| --- |
| 管理権原者 |
|  |

別添２

消防用設備等点検基準表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 消防用設備等 | 機器点検 | 総合点検 | 点検員（業者名等） |
| 消火器 | ６箇月に1回  　　　月  　　　月 | 1年に1回  　　　月 | 業者名  電話番号  立合者職氏名 |
| 非常警報設備 |
| 自動火災報知設備 |
| 誘導灯 |
| 避難器具 |
|  |

別添３

自主検査票

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理権原者 |  | ㊞ |
| 防火管理者 |  | ㊞ |
| 検査担当者 |  | ㊞ |

検査日　　　年　　　月　　　日

判定欄の記号　　　○印　良い　　　×印　不良　　　　印　改修済

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 検査内容 | 判定 |
| 建築物 | 周囲等 | 可燃物が放置されていないか。 |  |
| 避難上、消火活動上有効な通路が確保されているか。 |  |
| 防火区画階段・廊下  非常口 | 防火シャッター・防火扉はスムーズに開閉するか。 |  |
| 避難を妨げる物品等はないか。 |  |
| 非常口は、容易に開閉できるか。 |  |
| 消火設備 | 消火器 | 階ごとに適正な位置に配置されているか。 |  |
| 外観に異常はないか。 |  |
| 標識は脱落していないか。 |  |
| 屋内消火栓設備 | 扉の開閉、操作を妨げる物品等はないか。 |  |
| 外観に異常はないか。 |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか。 |  |
| ポンプ室は整理され可燃物はないか。 |  |
| スプリンクラー設備 | ヘッドに変形・障害物はないか。 |  |
| 間仕切変更等によるヘッドの未警戒部分はないか。 |  |
| ポンプ室は整理され可燃物はないか。 |  |
| 警報設備 | 自動火災  報知設備 | 間仕切変更等による感知器の未警戒部分はないか。 |  |
| 発信機の周辺に障害物はないか。 |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか。 |  |
| 警戒区域一覧図はあるか。 |  |
| 非常警報設備  (非常放送設備) | ベル・放送の音量は十分か。 |  |
| 周辺に障害物はないか。 |  |
| 放送設備の階選択・一斉放送等の操作機能は正常か。 |  |
| 表示灯は正常に点灯するか。 |  |
| 警戒区域図はあるか。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 検査内容 | 判定 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 避難設備 | 避難器具 | 操作場所及び降下場所の周囲に十分空間がとられているか。か。 |  |
| 操作場所の窓は容易に開放できるか。 |  |
| 降下空間の途中に看板等の障害物はないか。 |  |
| 誘導灯  誘導標識 | 標識・パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか。 |  |
| 非常電源に異常はないか。 |  |
| 照明器具・装飾品等で見えにくくなっていないか。 |  |
| 消防隊使用設備 | 連　　結  送水管 | 各階の放水口のバルブから漏水していないか。 |  |
| 扉の開閉を妨げる物品等はないか。 |  |
| 送水口付近に障害がなく、基準階図があるか。 |  |
| 消防隊  進入口 | 外部から容易に進入口を確認できるか。 |  |
| 外部から容易に開放できるか。 |  |
| 進入口の周囲に物品等はないか。 |  |
| その他 | 危険物 | 施設は適正に維持管理されているか。 |  |
| 許可(届出)された品名、数量が守られているか。 |  |
| 係員以外の者がみだりに出入りしていないか。 |  |
| 危険物取扱者による取扱い又は立会いが行われているか。 |  |
| みだりに火気が使用されていないか。 |  |
| 火気管理 | 喫煙場所は適正か、吸殻の処理は確実か。 |  |
| 電気・ガス器具等の近くに可燃物はないか。 |  |
| ガスホース、電気コード等に異常はないか。 |  |
| 厨房ダクトの清掃はされているか。 |  |
| 焼却炉の構造及び火の始末はよいか。 |  |
| 防炎物品 | カーテン・じゅうたん等は防炎物品であり、表示はあるか。 |  |
| その他 |  |  |

※　該当設備に応じて、票を作成して下さい。

別添４

自衛消防組織編成表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自衛消防隊　隊　長 | 職 |  |
| 氏名 |  |
| 自衛消防隊　副隊長 | 職 |  |
| 氏名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 任　　　務　　　内　　　容 | 係名 | 隊 　員　 氏　 名 |
| ○　通報連絡班  　消防機関への通報  　従業員・来場者への報知  　消防隊への情報提供 | 班長 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| ○　消火班  消火器及び消火栓を用いて初期消火を行う。 | 班長 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| ○　避難誘導班  非常口を開放して、来場者等の避難誘導及び人員の確認を行う。  要救助者の救助 | 班長 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| ○　救護班  負傷者の応急救護にあたる。 | 班長 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| ○　警備班  防火シャッター・防火戸の閉鎖商品、書類、備品等の搬出、保護及び水損防止 | 班長 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| 係 |  |
| 従業員　合計　　　　　　人 | 自衛消防隊員　合計　　　　　人 | |

別添５

防火管理業務の一部委託状況表　　（平成　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 防火対象物名称 | | |  | | | |
| 管理権原者氏名 | | |  | | | |
| 防火管理者氏名 | | |  | | | |
| 受託者　氏名（名称） | | |  | | | |
| 住　所（所在地） | | | TEL（　　　　　）　　　　－ | | | |
| 担当事業所（名称） | | | TEL（　　　　　）　　　　－ | | | |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | □　常駐方式 | 範囲 | □　火気使用箇所の点検等監視業務  □　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  □　火災が発生した場合の初動措置  　□初期消火　　□通報連絡　　□避難誘導  　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □　周囲の可燃物の管理  □　その他（　定期的な巡回　　　　　　　　　） | | | |
| 方法 | 常駐場所 |  | | |
| 委託する防火対象物の区域 | □全域　□一部[　　　　　　　　　　] | | |
| 委託する時間帯 |  | 常駐人員 | 人 |
| □　巡回方式 | 範囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務  □　火災が発生した場合の初動措置  　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　　）  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 方法 | 巡回回数 |  | | |
| 委託する防火対象物の区域 | □全域　□一部[　　　　　　　　　　] | | |
| 委託する時間帯 |  | 巡回人員 | 人 |
| □　遠隔移報方式 | 範囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務  □　火災が発生した場合の初動措置  　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　）  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  | | |
| 委託する防火対象物の区域 | □全域　□一部[　　　　　　　　　　] | | |
| 委託する時間帯 |  | 所要時間 | 分 |

（備考）「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付すこと。別添６、別添６－２

消防用設備等の配置図及び避難経路図

（略）

別添７、別添７－２

指定避難場所への経路図

（略）

別添８

水害・土砂災害時の体制表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | ・大雨注意報、洪水注意報発表 | 情報収集、関係職員召集、  (今後、警報の発令が予想される場合)施設閉鎖の決定 | 自衛水防隊隊長(施設管理者)  自衛水防隊副隊長  通報連絡班 |
| 警戒体制 | ・大雨警報、洪水警報発表  ・〇〇地区　警戒レベル３　高齢者等（市町による発令） | 情報収集、施設閉鎖の決定、  避難経路の確認、  資器材準備、  止水板、土のうによる浸水対応、  漏水・危険箇所確認、閉鎖、  負傷者の看護、  要配慮者の帰宅対応、  要配慮者等の避難誘導開始、 | 自衛水防隊隊長（施設管理者）、  自衛水防隊副隊長、  通報連絡班  水防班  警備班  救護班  避難誘導班 |
| 非常体制 | ・大雨警報、洪水警報発表  ・〇〇地区　警戒レベル４　避難指示（市町による発令）（市町による発令）  ・大雨特別警報  ・〇〇地区　警戒レベル５　緊急安全確保（市町による発令） | 施設に残っている利用者全員の避難誘導、  全職員の退避… | 自衛水防隊隊長（施設管理者）、  自衛水防隊副隊長、  通報連絡班  水防班  警備班  避難誘導班  救護班  他、一般職員 |

※水害・土砂災害のおそれがある場合に上記体制をとるものとし、その判断は、自衛水防隊隊長(施設管理者)による決定とする。

別添９

水害・土砂災害時の非常持出品

（第15条　(6)に定める非常持出品とあわせて水害・土砂災害時の非常持出品とする。）

|  |  |
| --- | --- |
| 活動 | 使用する設備・資器材 |
| 通報連絡班 | ＴＶ、ラジオ、携帯無線、電池、懐中電灯… |
| 避難誘導班 | 名簿、電池、懐中電灯、ライフジャケット… |
| … | … |

持出品については定期的に点検を行う。